

申込手続きの流れ

受付

瀬谷区社会福祉協議会にて受付

受付期間

平成23年5月16日（月）～ 5月20日（金）

◆ 受付時間 / 区社協：9:00～16:30

※受付期間終了後の受付は一切行いません

審査

ほのぼのせやふれあい助成金運営委員会を開催し、各申込団体について審査します。

決定通知

助成の可否については、事務局（瀬谷区社会福祉協議会）から各団体あてに通知します。

請求書の返送

通知と同封の「請求書」に必要事項を記入の上、預金通帳のコピー（口座番号・口座名義を確認できる部分）を同封し、期日までに事務局に提出して下さい。

助成金の振込

請求書に基づき、指定の金融機関口座に振込を行います。

活動実施

助成を受けた事業は予定どおり実施して下さい。やむを得ぬ事情により、内容に変更が生じた場合は、事務局までご連絡下さい。

活動報告

翌年度申込書提出期限（翌年4月末）までに、完了報告書を提出して下さい。

平成23度 ほのほのせやふれあい助成金 解 説

ほのほのせやふれあい助成金は、より豊かな市民社会の実現のために、区民の自発性のもと、原則瀬谷区内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業の支援を目的として実施します。

1. 助成対象団体

- ① 原則として瀬谷区に活動拠点を置き、瀬谷区もしくは横浜市の地域福祉推進のために事業を行う市民活動団体
 - ② 原則として瀬谷区に活動拠点を置き、瀬谷区もしくは横浜市の障害福祉推進のために事業を行う障害当事者及び家族団体
- ◆ 代表者宅、団体事務所が区外であっても、事業の対象地域が区内であれば対象となります。
 - ◆ 単一家族で構成される団体は対象外とします。
 - ◆ 法人は、特定非営利活動法人(NPO法人)を対象とします。
 - ◆ 代表者・連絡担当者は必ず団体のメンバーでなければなりません。

2. 助成対象事業

- ① 複数の横浜市民を対象とする、原則区内で行う事業
※日帰り事業や宿泊事業についてはこれに限りません
※代表者が区内在住であっても主な活動場所が区外の場合は対象となりません
※助成区分D～Gで申込をする団体は、利用者の概ね半数以上が瀬谷区在住・在学でない非会員団体は対象となりません
※特定個人のみを対象とした事業は申込ができません
- ② 非営利な事業
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としない事業
- ④ 政治上の主義を推進することを目的としない事業
- ⑤ 公的サービス事業と重複しない事業
※公的サービスとは、介護保険指定事業、介護保険基準該当サービス事業、障害者自立支援法に基づくサービス、一般行政サービス(在宅生活支援ホームヘルプ事業、自立支援ホームヘルプ事業、介護予防型デイサービス事業、高齢者・障害者食事サービス事業等)、横浜市からの補助委託(横浜市市民活動推進基金、ヨコハマ市民まち普請事業等)、区づくり推進事業、いきいき区民活動事業等。
※公的サービス事業を実施している団体で、公的サービス事業対象者以外の方へ同様のサービスを提供している場合も対象とはなりません。※横浜市市民活動推進助成金との重複は可とします。
- ⑥ 横浜市社会福祉協議会(以下「市社協」という)及び瀬谷区以外の社会福祉協議会からの補助委託(善意銀行配分、親と子のつどいの広場事業、在宅障害児者家庭援護事業、障害者福祉団体活動支援事業等)を受けていない事業。
- ⑦ 市社協福祉バスを利用しない事業(重複利用はできません)。
- ⑧ 送迎活動を行う団体については、道路運送法第79条に基づく登録を受けていること、または無償でサービスを提供していること
- ⑨ 安定した団体運営と継続性の観点から、総事業費の1/5を超える自主財源を確保していること

※自主財源とは、団体構成員の会費、サービス利用者の利用料、バザーなどの収益金、他の民間助成金など、ほのぼのせやふれあい助成金以外からの財源のことをいいます。

- ◆ 会議、役員会、打合せ会、特定の目的のために資金を集める事業（バザーやチャリティーコンサート、募金など）は対象外とします。（D②は除く）
- ◆ 該当事業当日にかかる経費のみを対象とし、事前準備の経費は対象経費外とします。
- ◆ 趣味のサークル等が行う「主に自助を目的とする事業（自主事業）」は対象外とします。ただし、障害当事者の自主事業は対象とします。
※自助を目的とする事業（自主事業）とは、当事者のみで行われている団体活動（支援する第三者が主体となっていない事業）のことをいいます。
- ◆ サロン事業とは、開催する場所が占有できる場所であることとします。

3. 助成区分 助成区分一覧のとおり、A～Hの8区分に分かれます。

4. 助成の制限

- ① 申込は原則として1団体1事業とします。
例外：D①は2事業の選択可、会員団体はA～CとGの重複は可、H会場費特別加算
- ② 申込書の繰越金が収支予算の収入合計の25%を超えるものは申込できません。（E①を除く）
- ③ 以下の項目に該当する場合は、同一団体とみなし、別団体としての申込は不可とします。
 - ・利用対象者及び、活動者が概ね半数以上重複すること。
 - ・振込先が同一であること
 - ・同一の区分において、主たる役職者（代表者等）が同一の団体に属している場合（地区社協・障害者団体連合会等の地域あるいは分野の連合組織は除く）
- ④ 平成22年度からの継続申込団体は、前年度活動実績が助成条件を満たさない場合は、同一区分での申込ができません。（B③・Cを除く）
- ⑤ ほのぼのせやふれあい助成金運営委員会において、ご説明いただく場合があります。
- ⑥ 平成23年度新規申込団体のうち、次の助成区分に申し込む団体は、平成23年1月～3月までの活動実績が必要となります。条件については、次のとおりです。それ以外の助成区分については、活動実績は必要ありません。いずれの場合も一覧表の（ ）内の金額が申請上限となります。

助成区分	助成条件
A-①・B-①	毎月実施し、合計9回以上
A-②・B-②	毎月実施し、合計3回以上
A-③	事業を実施していること

- ⑦ A～C区分の場合、次の条件により助成上限が減額されます。
 - ア. 実績が1年未満の場合（詳細は助成区分参照）
 - イ. 実績が1年以上で非会員の場合（10,000円減額）
 - ウ. 実績が1年以上で県共同募金会より直接助成を受けている場合（1割減額1000円未満切捨て）
- ⑧ 全ての条件を満たす場合であっても、審査により不承認・減額となる場合があります。

また申込多数で申請額が予算額を超えた場合は、減額調整することがあります。

⑨ 必要に応じて、会計報告などの提出を求めることがあります。

申請団体の中から数団体の活動・会計等の確認を行います。

⑩ 会費制の団体の場合、利用料について会員と非会員の差が1.5倍を超える場合は、申込み不可とします。

5. 対象経費「科目の説明(てびき15ページ)」のとおりです。

6. 助成条件・助成限度額・助成件数・助成年限

助成区分一覧(てびき1～2ページ)のとおりです。

7. 申込

郵送による申込はできません。お手数ですが直接窓口で申し込んでください。

なお、ご相談については申込期間前から対応いたします。

【申込期間】平成23年5月16日(月)～5月20日(金) 9:00～16:30

※名簿の添付は不要です。

① **本助成金の申込は瀬谷区社会福祉協議会となります。**

② 事業の範囲や対象者が複数区にまたがっている場合は、原則として事業の中心となる区の社協での申し込みとなります。

③ 用紙を複写したものでご提出いただいても構いません。

申込書は、区社協ホームページよりダウンロードできます。

ただし、申込書はA3両面印刷、共通シートはA4両面印刷と書式を整えてご提出ください。

④ 助成額の少ない区分から多い区分へ変更する場合は、前年度活動実績が、助成額の多い区分の助成条件を満たしていなくても申込できます。

⑤ 前年度活動実績が、助成条件を満たしていない場合、前年度助成区分より助成額の少ない区分の助成条件を満たせば申込できます。

⑥ 助成額は運営委員会を経て決定します。結果については文書にて通知します。

★ 横浜市瀬谷区ボランティアセンター
ホームページ【 <http://www.seyaku-shakyo.jp> 】

8. 報告

- ① 助成を受けた団体は、報告書を**年度終了後、1ヶ月以内（平成24年4月末まで）**にご提出下さいますようお願い申し上げます。年度途中での報告書の提出はできません。
- ② 報告書は、瀬谷区社協に提出してください。
- ③ 領収証（写）等の提出は必要ありませんが、領収証は情報公開の対象になります。
また、活動・会計等の確認をさせていただく際には必要となりますので、各団体で年度終了後**5年間**は保管して下さい。

9. 助成の取消・返還

次の場合、事業開始後であっても助成決定の取り消し、また助成金が既に交付されている場合は返還していただきます。

- ① 実施回数やサービス利用者数等の助成条件を充たしていない場合
- ② 事業が助成金の趣旨と異なる場合（営利目的等）
- ③ 公的サービス事業や横浜市または市社協、区社協の補助・委託事業等との重複があった場合
- ④ 虚偽の申込により助成を受けた場合
- ⑤ 団体の都合により事業継続が不可能となった場合
- ⑥ 実施事業が申込内容と著しく異なっている場合

10. 個人情報の取り扱い

- ① 助成申請に関する内容については、当事業の審査のために使用し、目的外に使用することはありません。
- ② ご提出いただいた書類の団体の概要につきましては、市民活動推進条例にもとづき情報の公開をいたします。
- ③ 事務局から各団体への連絡（助成決定の可否・その他連絡）は、原則として、団体共通シートに記載してある連絡担当者（代表者と同一の場合も含む）へ行います。
助成決定以降、担当者等が変更される場合には、必ず事務局まで文書にてご連絡ください。
- ④ 区社協に提出された団体共通シートは、複数区にわたって申請されていないか確認のため、横浜市ボランティアセンターにも送付されます。

11. 公表及び賛助会費・共同募金への協力

- ① 助成を受けた団体名、助成額については館内掲示・区社協事業報告等により公表します。
- ② 助成を受けた団体は、当該事業においてその旨を参加者へ説明するとともに、助成金の財源である賛助会費・共同募金運動等に協力するよう努めるものとします。

12. この助成金の財源

この助成金は、瀬谷区社協共同募金配分金・善意銀行配分金・賛助会費・正会費と、横浜市補助金・横浜市社協基金果実（よこはまあいあい基金、障害者年記念基金）・横浜市社協善意銀行を財源としています。

13. 平成24年度以降のこの助成金での注意事項

平成24年度以降に実施されるこの助成金では、食材費やパーティなどの飲食経費はすべて助成対象外経費となります。これまで(平成23年度も含めて)配食サービス団体や食事サービス団体等がこの助成金を申込む場合は、食材費は助成対象経費として扱ってきましましたが、平成24年度からの申込分からは飲食に係わるすべての経費が助成対象外経費となります。十分ご注意ください。